

議題2 意見書について

(1) 「情報の共有と情報の提供」

自治基本条例	自治推進委員会意見	意見書への記載
(情報共有の基本) 第6条 わたしたちは、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを基本とします。	○ 別海町の観光に関するアンケート調査や各種アンケート調査について、その結果をHP等で公表してほしい。	(1) アンケート調査等の公表 ・ ・
(情報提供) 第7条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的にわかりやすく適時に提供します。	○ 市民活動における情報がまとめて分かるところがあると活動のきっかけとなる。(中間支援センターの設置) ○ 各種情報があることで町政に関する不安が解消される。 ・別海病院の医師が増員になるのか ・小・中一貫教育の進行状況 ・交通事故発生状況(場所) ・感染症発生状況	(2) 情報掲示板(電子含む)の設置 ・ ・
(情報公開) 第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利があります。 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別海町情報公開条例(平成14年別海町条例第42号)の規定により、情報を公開します。	○ <u>各種情報をスマホから簡単なアクセス(町HPのモバイル版)</u> ○ <u>地域おこし協力隊の活動を見えるようにして、地域とつなげるような仕組みを作る。</u>	(3) 住民ニーズの把握方法 ・ ・
(説明責任) 第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民に説明する責務があります。		

(2) 「町民参加と推進の方法」

自治基本条例	自治推進委員会意見	意見書への記載
(町民参加の基本) 第12条 町民は、まちづくりの主体として、自主的及び自発的にまちづくりに参加することを基本とします。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会懇談会の敷居が高く参加しづらい ○ <u>町民参加のイベントをポイント制する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動 ・スポーツセンターの講座 ・行政の行うアンケート等々 	<p>(1) 各種懇談会のカジュアル化</p> <p>・</p>
(町民参加の推進) 第13条 行政は、法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、町民のまちづくりへの参加を推進し、意志を尊重します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメント制度の改正 	<p>(2) パブリックコメント制度の改正</p> <p>・</p>
2 行政は、次の各号に掲げるときは、町民の参加を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメント制度は住民意見を求めにくい。新たな手法の模索が必要ではないか 	<p>(3) 住民への意見照会では、子供や高齢者でも意見できる方法を検討し2つ以上の回答方法を実施する（デジタル難民の対処）</p> <p>・</p>
(1) 基本的な計画の策定又は見直しをするとき。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の意見を聞きたい。 	
(2) 行政評価を実施するとき。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの意見も取り入れたい。 	
(3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町議会に小中学生が訪問する授業を全学校で取り入れる。 	
(4) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法及び整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするとき。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の意見や希望を行政はどのように受け止め表すのか？ 	<p>(4) 子供用まちづくり講座の実施</p> <p>・</p>
3 前項に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、まちづくりに反映します。	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の不安 ・子育て ・施設職員の不足 	
(町民参加の方法) 第14条 町民は、次の各号に掲げる方法でまちづくりに参加することができます。		<p>(5) 住民ニーズの把握と対処の確立</p> <p>・</p>
(1) 審議会などへの委員としての参加		
(2) 意見交換会への参加		
(3) アンケート調査への意見表明		
(4) 町民意見の公募(パブリックコメント)への意見表明		

<p>(5) 町政ご意見箱・ホームページからの意見 (6) その他適切な方法 2 行政は、前項に規定する方法に関し必要な事項を別に定めます。</p>		
--	--	--

(3) 「まちづくりと地域のコミュニティ」

自治基本条例	自治推進委員会意見	意見書への記載
<p>(地域コミュニティ) 第 22 条 地域コミュニティとは、豊かなまちづくりに取組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体で形成される共同体をいいます。</p> <p>(地域コミュニティにおける町民の役割) 第 23 条 町民は、協働によるまちづくりを進めるため、地域コミュニティが果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加協力するよう努めます。</p> <p>(議会、行政及び地域コミュニティのかかわり) 第 24 条 議会及び行政は、地域コミュニティとの協働を進めるため、地域コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織的（育成会 等）な取り組みが必要である。 ○ 町内会活動も単町ごとに活動の差がある。 ○ 地域コミュニティーの形成には、若い育成者の参加が欲しい。 ○ スポーツ協会（団体）等において、競技はしたいけど運営には参加しない世代（若者）が多く、そこをどう引き込むか。 ○ コミュニティー形成のため気軽に行ける（寄れる）場所や高齢者の集まる場所が必要である。 ○ 移住者促進のため、町民をあげて取り組む。 ○ 災害時の住民参加（自主防災組織）の体制強化。 ○ 高齢者・障がい者等の社会参加の促進 	<p>(1) 地域のコミュニティ構築のため専門家や組織的な対処が必要である。 .</p> <p>(2) 協働を通じた組織論等の普及振興にあたる。 .</p> <p>(3) コミュニティ形成場所の創出にあたる。 .</p> <p>(4) 町民の自主的な活動支援と活動情報の提供 .</p>

(4) 「その他」

その他検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・廃屋活用対策・廃屋処理対策 ・景観保全促進 ・住民の移動（交通）手段の確保 ・自殺者対策 ・心身の健康（ウェルビーイング）を感じる街で いられる町 ・町の産業の活性化 ・子育て支援の充実化（奨学金制度）と次世代へ つながる街づくり ・DX化（病院の受付をシステム化） ・地域の市民活動を発表したり見られるよう な場の構築 ・別海町からひきこもりを無くす ・各種相談窓口の設置方法について検討 	<p>(1) 住民のニーズ把握に務めるとともに、解決 (解消) 方法について、双方向の意見交換や迅 速な情報共有に務める</p>